

令和7年度第2回広島県食品安全推進協議会（書面会議）意見一覧

意見提出委員等	議題	意見	対応課	回答
広島県生活協同組合連合会 高橋 房大 委員代理	1	衛生管理やHACCPの理解促進、危機管理体制の迅速化など、多くの数値目標が達成され、取り組みの成果が着実に表れてしている点は高く評価できます。一方で、食品表示違反や事業者との対話不足に起因する苦情は未達成のため、講習内容や支援方法の工夫など、質的向上を意識した取組の強化が今後の課題と考えます。	県食品生活衛生課	今後の課題については、プラン改定に向けた検討の参考とさせていただきます。
	2	現行プランの成果と基本的な考え方を継承しつつ、社会情勢や課題を踏まえて数値目標や指標の見直しを行う方向性は適切と考えます。一方で、HACCPの「理解」から「実践」への移行や食品表示・リスクコミュニケーション分野における実効性の高い評価手法については、現場負担にも配慮した具体化が求められます。	県食品生活衛生課	プラン改定に向けた検討の参考とさせていただきます。
	3	地域特性やリスクに応じた重点監視、HACCP定着支援、関係機関との連携強化など、体系的で実効性を意識した計画となった点は良いと思います。一方で、取り組み内容が多岐にわたるため、現場の人的資源を踏まえた重点化や、指導が形式的にならないよう行動変容につながる工夫が重要となります。	県食品生活衛生課	今後も本県の実情を踏まえ、効率的・効果的な取組となるよう努めてまいります。
全国農業協同組合連合会 広島県本部 池田 道晴 委員	1	資料1の推進プランのうち、食品表示違反の件数が若干増えているため、内容確認の上、再徹底をはかるべき。	県食品生活衛生課	今年度の食品表示違反（不良）による自主回収については、昨年度までと同様、期限表示の誤りや、ラベルの貼り間違え等のチェックミスによるものが多いという状況でした。改定後のプランにおいても、食品表示の適正化に向けた取組を進めてまいります。
		資料2のHACCPの周知は目標を達成しているが、特に多数を占める飲食店の理解をさらに進めるべき。業界団体などにも再度周知を図り、事故の未然防止につなげていただきたい。	県食品生活衛生課	HACCPの適切な理解は、その実践に当たって土台となることから、今後も飲食店等に対しては、引き続き講習会の実施や、監視時の丁寧な助言指導等によりHACCPの理解を促していく必要があると考えております。
	2	食品表示の件数を減らす取り組みについて、目標は限りなくゼロに近づけるべきであり、評価については、未然防止の取り組みを含め、過程について効果測定するなど、検討をお願いしたい。	県食品生活衛生課	改定後のプランにおいても、食品表示の適正化に向けた取組を進めてまいります。
広島大学 広報担当主幹 山内 雅弥 委員	1	・表示違反の件数が近年、横ばいないし微増傾向を示している。背景について分析する必要があるが、違反事例等を事業者で共有する仕組みも必要ではないか。	県食品生活衛生課	表示違反（不良）による回収件数が減少していない背景としては、食品の製造現場における従業員教育の不足や、人手不足によるチェック体制の不備等があると考えており、また、食品自主回収届出制度の創設により、行政が自主回収事案を把握しやすくなったことも影響していると考えております。 御意見は今後の食品表示の適正化に向けた取組の参考にさせていただきます。
	2	・全体的な方向性としては良いと思う。 ・リスクコミュニケーションに関して、現行の目標項目「苦情のうち事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合を10%以下とする」は未達成のままである。これを「消費者における食品の安全性に関する知識の普及状況」に変更するという案については、指標として妥当かどうか論議が必要と考える。 ・代替の指標としては例えば事業者・行政・消費者による「食の安心安全を考えるシンポジウム」や「食品安全コミュニケーション（仮称）養成講座」を開催し、その参加人数を数値目標とする、といった案も一考願いたい。	県食品生活衛生課	プランに掲げる数値目標は、行政だけでなく消費者・生産者・事業者が一丸となって取り組むための成果目標として定めてきているため、リスクコミュニケーションの取組の効果を測定できる指標がよいと考えております。 御意見は、各主体の取組におけるプロセス評価として定める活動指標の設定の参考にさせていただきます。
県立広島大学 生物資源科学部 准教授 馬淵 良太 委員	3	Ⅲ効果的・効率的な監視指導の実施のうち、5の（4）、8の（2）について、対象とする範囲があいまいではないか？小見出しと内容が合っているか？使用する用語は適切か？など見直しが必要であると思う。 5の（4）について 小見出しの（以下「機能性表示食品等」という）とあるが、これ以降、「機能性表示食品等」という文言が出てこない。 小見出しは、「機能性表示食品等」（←機能性表示食品＋特定保健用食品）に言及しているが、内容は、いわゆる「健康食品」（原料も含む）、すべてに対して、対象にしている。 整合性をとる必要があるのではないか？	広島市健康福祉局 保健部 食品保健課	令和9年度計画作成時に小見出しの修正等を検討します。

		<p>8の(2)について 指定成分等を含む食品、機能性表示食品及び特定保健用食品などを含む、いわゆる「健康食品」 この部分の表現が用語として適切か？ ⇒ 指定成分等を含む食品、機能性表示食品等を含む、いわゆる「健康食品」に修正？ 修正案としてはいくつかあるとは思いますが、いずれにせよ現状の書き方だと対象としているものがない まいであることと、小見出しと内容の整合性が若干とれてないように感じます。</p>		
福山市保健所 生活衛生課 藤井 千香子 課長	2	4 プラン改定骨子案の方向性 (2)取組の柱ごとの見直し内容(案)について、「食品事業者等」(領域Ⅰ イ、領域Ⅱ ア)や「食品等を取り扱う事業者」(領域Ⅱ イ)という文言がありますが、監視指導計画にある「食品等事業者」との違いは何ですか。	県食品生活衛生課	「食品事業者等」は食品の製造・加工・流通段階を担う事業者を指す語として用い、「食品等を取り扱う事業者」は生産段階も含む語として用いましたが、今後は「事業者」や「生産者」等のプラン本文中で用いられている語に統一します。 なお、監視指導計画における「食品等事業者」は食品衛生法第3条の規定のとおりです。 (食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること若しくは器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人)